

福井県空手道連盟規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本連盟の名称を福井県空手道連盟（以下「県連」という。）とする。

(事務局)

第2条 県連の事務局は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 県連は、福井県における空手道組織を統轄し、代表する団体として、空手道の健全な発展とその普及を図り、もって県民の心身の錬成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県連は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 空手道の普及及び奨励
- (2) 空手道の指導者の養成
- (3) 空手道に関する調査及び研究
- (4) 県連が主催する各種大会、講習会等の開催
- (5) 財団法人全日本空手道連盟（以下「全空連」という。）の段位審査会の開催
- (6) その他必要な事業

第3章 加盟組織及び団体

(加盟組織)

第5条 県連は、全空連及び福井県スポーツ協会に加盟する。

2 県連は、全空連加盟団体に規定されている北信越地区協議会に加盟する。

(加盟団体)

第6条 県連の認めた県内各道場、各郡市空手道組織及び高等学校空手道部は、県連の加盟団体とする。

2 新たに県連の加盟団体になろうとする道場及び団体は、理事会において、総理事の過半数の同意を得なければならない。

3 加盟団体は、県連が行う前条の事業に協力するものとする。

(分担金)

第7条 加盟団体が県連に対して納める分担金は、別に定める。

(脱退及び退会処分)

第8条 加盟団体が県連を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会において、総理事の過半数の同意を得なければならない。

2 加盟団体が別に定める倫理規定に違反したとき又は同倫理規定施行以前に同倫理規定に規定される遵守事項に準じる社会倫理に反する行為を行っていたときは、理事会において、総理事の過半数の同意により退会処分とすることができる。

第4章 事業計画、予算等

(事業年度)

第9条 県連の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画・報告及び収支予算・決算)

第10条 県連の事業計画(案)及び事業報告並びに収支予算(案)及び決算を記載した書面については、事務局長が作成し、原則として、毎年度末又は毎年度始めに開催される理事会において承認を得なければならない。

2 決算はあらかじめ監事の監査を受け、監事は前項の理事会において監査報告を行わなければならない。

(書類の保存期限及び閲覧)

第11条 前条第1項の書類のほか、次の書類の保存期限は5年とし、これを事務局長宅に保管するとともに、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び幹事の名簿
- (3) 事業活動に関する書類

第5章 役員

(役員及びその職務)

第12条 県連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 県連を代表し、会務を統轄・管理する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序に従いその職務を代行する。

- (3) 顧問 若干名 県連の諮問に応じて意見を述べる。
- (4) 相談役 若干名 県連の諮問に応じて相談に当たる。
- (5) 参与 若干名 県連の目的に賛同し、会務に協力する。
- (6) 理事長 1名 理事会を掌握し、会務を執行する。
- (7) 副理事長 若干名 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従いその職務を代行する。
- (8) 事務局長 1名 県連の事務及び会計を執行する。
- (9) 事務局次長 1名 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (10) 三役会 理事長、副理事長、事務局長 県連の事業運営、活動方針・予算等の計画その他必要な事項を立案する。
- (11) 理事 10名以上（ただし、このうちの2名は理事長推薦による。） 理事会を組織し、予算、決算及び事業計画等を議決するとともに、県連の事業の具体的運営に当たる。
- (12) 監事 2名 会務の状況及び会計を監査する。

(役員を選出)

第13条 県連の役員を選出は次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、三役会において推薦し、理事会において決定する。
- (2) 顧問及び相談役は、三役会において推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 理事長は、理事会において選出する。
- (4) 副理事長、事務局長及び事務局次長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- (5) 三役会は、理事長、副理事長、事務局長から構成する。
- (6) 理事は、加盟団体から推薦された者の中から三役会において選出し、理事会の承認を得る。
- (7) 幹事は、理事会において選出する。

(役員任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、後任者が就任するまでの間はその職務を行う。
- 3 役員は、その任期期間終了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行う。
- 4 県連の役員としてふさわしくない行為があったとき又はこれに類する特別の事案が生じたときは、その任期中であっても、理事会の議決によりその職務を解任することができる。

5 役員に報酬は支給しない。ただし、業務遂行上必要と認められる諸費用は、理事会の承認を得て支給することができる。

第6章 理事総会等

(理事総会等の開催)

第15条 総会は理事会をもって構成し、会長が招集する。

2 三役会は理事長が招集する。

3 理事の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求のあったときは、臨時理事会を開催しなければならない。

4 理事会の議長は理事の中から選出する。

5 三役会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれを代行する。

(理事会の議決事項)

第16条 理事会は、毎年1回開催し、当該年度の事業、会計及び新年度の主たる事業並びに予算その他必要な議事を審議決定する。

(会議)

第17条 理事総会又は三役会を開催したときは議事録を作成し、議事録作成人が署名押印した後、事務局長がこれを保管する。

2 会議は理事の3分の2以上の出席で成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第7章 経費、会計等

(経費)

第18条 県連の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 補助金

(2) 道場分担金

(3) 郡市分担金

(4) 役員会費

(5) 県連会員登録費

(6) 事業に伴う収入

(7) 寄付金及びその他の収入

(会計処理)

第19条 県連の現金及び預金は事務局長が保管し、その運営経費は理事会の議決に基づき適正に運用する。

(会費等の額)

第20条 第18条に規定する郡市分担金、役員会費及び県連会員登録費の額は、別に定める。

(会計年度)

第21条 県連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、経費に余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会員の登録)

第22条 県連が主催し、又は主管する行事、大会等に参加しようとする者は、全空連及び県連に会員登録しなければならない。

2 参加申込みは、加盟団体を通じて行うものとする。

第8章 処罰

(処罰)

第23条 県連の名誉を著しく傷付け、又は統制に服さない者は、理事会の議決により県連からの除名又は処遇停止の処分をすることができる。ただし、この場合において、当該会員には、三役会における弁明の機会が与えられるものとする。

第9章 部会

(部会)

第24条 県連に、別に定める部会を置き、事業推進の円滑を図る。

2 部会の長は、理事以上の者の中から理事長が指名する。

第10章 その他

(規約の改廃)

第25条 この規約を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を必要とする。

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は三役会に諮り、決定する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 福井県空手道連盟規約（平成31年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年6月4日から施行する。（第8条第2項に文言を追加、第17条第3項及び第22条第2項を追加）

附 則

- 1 この改正は、令和5年6月11日から施行する。（第17条第3項を一部修正）